

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 養子縁組里親 <u>省令第1条の32第2項第1号</u>に掲げる者であって、法第6条の3第1項の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(2) 親族里親 <u>省令第1条の32第2項第2号</u>に掲げる者であって、法第6条の3第1項の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(里親登録の申請)</p> <p>第9条 <u>省令第36条の37第1項</u>及び第2項の申請書は、別に定める様式による養育里親・専門里親登録申請書によらなければならない。</p> <p>2 <u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者が、省令第36条の38第1項</u>の登録の申請をするときは、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第34条の15第1項各号</u>に掲げる事由のいずれにも該当しないことを証明する書類</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前2項の申請書は、所管する広域振興局、<u>広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u>又は福祉事務所の長及び福祉総合相談センター又は児童相談所の長を経由しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(決定の通知等)</p> <p>第9条の2 <u>法第34条の14</u>の養育里親名簿は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 <u>省令第36条の38第2項</u>の規定による通知は、別に定める様式による養育里親・専門里親登録決定通知書により行わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第9条の3 <u>省令第36条の39第1項</u>の規定による届出は、別に定める様式による欠格事由等発生報告書により行わなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 養子縁組里親 <u>省令第1条の33第2項第1号</u>に掲げる者であって、法第6条の3第1項の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(2) 親族里親 <u>省令第1条の33第2項第2号</u>に掲げる者であって、法第6条の3第1項の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(里親登録の申請)</p> <p>第9条 <u>省令第36条の41第1項</u>及び第2項の申請書は、別に定める様式による養育里親・専門里親登録申請書によらなければならない。</p> <p>2 <u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者が、省令第36条の42第1項</u>の登録の申請をするときは、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第34条の19第1項各号</u>に掲げる事由のいずれにも該当しないことを証明する書類</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前2項の申請書は、所管する広域振興局又は福祉事務所の長及び福祉総合相談センター又は児童相談所の長を経由しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(決定の通知等)</p> <p>第9条の2 <u>法第34条の18</u>の養育里親名簿は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 <u>省令第36条の42第2項</u>の規定による通知は、別に定める様式による養育里親・専門里親登録決定通知書により行わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第9条の3 <u>省令第36条の43第1項</u>の規定による届出は、別に定める様式による欠格事由等発生報告書により行わなければならない。</p>

ならない。

2 省令第36条の39第2項の規定による届出は、別に定める様式による里親登録事項変更届により行わなければならない。

3 養子縁組里親又は親族里親が省令第36条の39第1項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（同項第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、知事に別に定める様式による欠格事由等発生報告書により届け出なければならない。

4 [略]

（消除の申請等）

第10条 省令第36条の40第1項の規定による消除の申請は、別に定める様式による養育里親登録消除申請書により行わなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、名簿の登録を消除しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 前条第3項の規定による届出がなくて省令第36条の39第1項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

(4) [略]

3 [略]

4 知事は、省令第36条の40第2項各号のいずれかに該当する場合には、名簿の登録を消除することができる。

（里親更新登録の申請）

第12条 省令第36条の42第1項の申請は、別に定める様式による養育里親更新登録申請書により行わなければならない。

2～4 [略]

（費用の徴収）

第23条 広域振興局又は地方振興局長（法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあつては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所長。以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

（費用の支払命令等）

第24条 [略]

2 広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、法第56条第7項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第21条の5に規

ならない。

2 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別に定める様式による里親登録事項変更届により行わなければならない。

3 養子縁組里親又は親族里親が省令第36条の43第1項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（同項第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、知事に別に定める様式による欠格事由等発生報告書により届け出なければならない。

4 [略]

（消除の申請等）

第10条 省令第36条の44第1項の規定による消除の申請は、別に定める様式による養育里親登録消除申請書により行わなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、名簿の登録を消除しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 前条第3項の規定による届出がなくて省令第36条の43第1項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

(4) [略]

3 [略]

4 知事は、省令第36条の44第2項各号のいずれかに該当する場合には、名簿の登録を消除することができる。

（里親更新登録の申請）

第12条 省令第36条の46第1項の申請は、別に定める様式による養育里親更新登録申請書により行わなければならない。

2～4 [略]

（費用の徴収）

第23条 広域振興局長又は法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の徴収を行う福祉総合相談センター所長若しくは児童相談所長（以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

（費用の支払命令等）

第24条 [略]

2 広域振興局長（以下「局長」という。）は、法第56条第7項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第21条の5に規定する措置に要す

定する措置に要する費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。

る費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。